

## 広報「みやだ」広告掲載取扱要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、宮田村（以下「村」という。）が発行する広報「みやだ」（以下「広報」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の種類及び範囲)

第 2 条 広報に掲載する広告は、村の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、村民に不利益を与えないものとし、当面の間村内に事業所を置く企業等の広告とし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令または条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に類するもの。
- (4) 村が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの。
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの。
- (6) その他、広報に掲載する広告として村長が適当でないと認めるもの。

(広告の規格及び掲載位置)

第 3 条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告の大きさは半段及び 1 段を単位とする。
- (2) 1 月の掲載広告枚数は 2 段以内とする。
- (3) 広告掲載は表紙以外のページの最下段とする。

(掲載料金及び納入方法)

第 4 条 広告の掲載料金は、半段の場合発行月ごと 3, 0 0 0 円、1 段の場合は同じく 5, 0 0 0 円とする。

2 申請者は、第 6 条の規定による掲載決定後、7 日以内に村の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

(掲載申請)

第 5 条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という）は、広報広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告案を添えて村長に提出しなければならない。

(掲載決定等)

第 6 条 村長は、前条の申請書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、決定通知書（様式 2 号）により申請者に通知しなければならない。

2 広告掲載の可否の決定は、申請者が多数の場合は、申請順とする。

3 村長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第 7 条 広告原稿は、村の指定する方法により申請者の負担で作成し、村が指定する期日

及び方法で提出する

(申請者の責任)

第8条 掲載する広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 村の都合により広告の掲載ができなくなった場合は広告掲載料を還付する。ただし、掲載できないことによる損失は補償しない。

(広告掲載の取消し)

第10条 村長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合。
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合。
- (3) 掲載決定後、第2条(1)号から(6)に該当する事実が明らかになった場合。

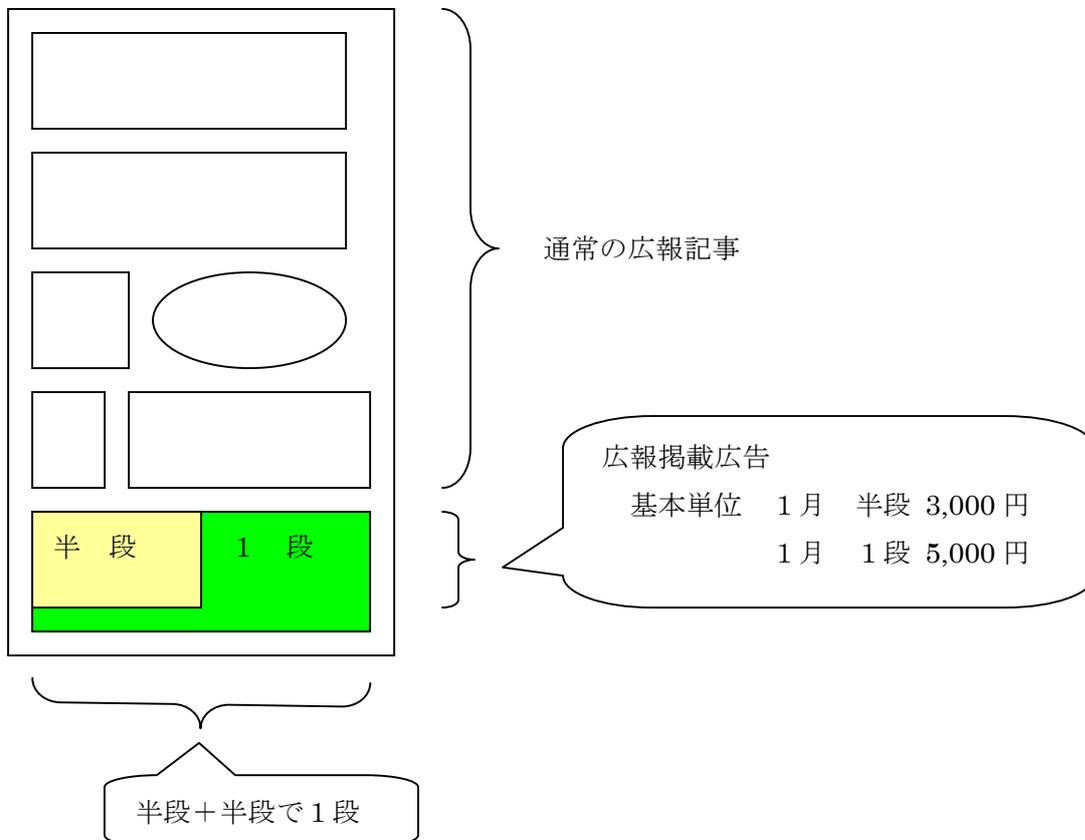
(補則)

第11条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 広報広告イメージ



様式1号（第5条関係）

年 月 日

広報「みやだ」広告掲載申込書

宮田村長 様

申 込 者  
住所（所在地） 宮田村  
氏名（名 称） 印  
担当者名  
電話番号  
FAX 番号

広報「みやだ」に広告を掲載したいので、広報「みやだ」広告掲載取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1、希望広告 半段広告(8.5cm×5.0cm)  
1段広告(17.0cm×5.0cm)

2、広告掲載希望号 年 月号

3、掲載希望広告案（添付）